

「只見町の野生動植物を保護する条例」における野生動植物保護基本方針 (条例第 10 条関係)

(1) 只見町の自然環境と生物多様性

只見町は、日本列島の脊梁山脈を挟んだ西側、日本海側に位置する日本有数の豪雪地帯にあり、冬季の大量の降雪が当地域の自然環境に及ぼす影響は大きいものです。山地における4～5mを越える積雪は、春先に多くの雪崩が発生させ、山腹斜面を削り取り、この地域の軟弱な緑色凝灰岩と相まって低標高でありながら雪食地形を広域で形成し、複雑で多様な地形構造を生み出しています。そして、それぞれの立地環境に、それに適応した植生が発達するところから、異なる植生がモザイク的に配置される景観が広域で分布しています。それは、尾根部のキタゴヨウ林であり、中間斜面のミヤマナラを主体とする矮性低木林であり、緩斜面のブナ林、そして河川周辺のトチノキ、サワグルミから成る溪畔林です。こうした自然環境は、只見町だけでも4万～5万ヘクタールの広大な面積におよび、その急峻な地形と奥深さからほとんど人手の加わらない原生的な山林原野として存在しています。そして、この多様で豊かな自然景観を背景に、多くの野生動植物種が生育、生息しています。また、その中には、イヌワシやクマタカなどの猛禽類、ニホンカモシカやツキノワグマなど豊かな森林生態系の頂点に立つ生物種が存在します。さらには、ヒメサユリやタダミハコネサンショウウオなど、この地域に固有な生物種、希少種、絶滅危惧種も生育、生息し、生物多様性の高い地域であると言えます。

一方、集落周辺の山林原野は、過去に人の手が加わり、二次的植生、環境となっていますが、只見町では、外来種が非常に少なく、他地域では失われた野生動植物が普通に見られるのが特徴でもあります。

その他にも、大曾根湿原をはじめとした高層湿原とそうした環境に依存的に生育・生息する野生動植物や伊南川の河川環境の自然度の高さを示すヤナギ類を中心として構成される山地河畔林が存在しています。

以上のことから、只見町は自然度が高く、多様な動植物が生育・生息し、地域の生物多様性を生み出し、豊かで安定した生態系が形成されていると言えます。

(2) 野生動植物を守ることの意義・必要性とその役割

この豊かな自然環境と高い生物多様性を拠り所として、只見の住民の生活・文化が成り立ってきました。すなわち、発達し成熟した森林は、集落や農耕地を自然災害から守り、豊かな河川水、地下水は、農耕地を潤し、飲料水や生活用水を供給してきました。人々は歴史的、伝統的に、この集落の背後に広がる山林原野、その中を流れ下る河川に生息、生育する野生動植物を採取・狩猟・漁労し、生業の一部とし、持続可能な利活用を行ってきたばかりでなく、食料はもとより、住民生活に必

要な建設資材、農用資材、緑肥、日用品の材料などありとあらゆるものを得てきました。すなわち、こうした天然資源が地域社会の生活と文化を支えてきたものと言えます。

こうした集落の共有財産とみなされた天然資源とその使用法が、乱開発、乱獲を防ぎ、自然保護と資源維持に大きく貢献してきたとも言えます。以上の視点に立ち、こうした自然と地域住民との関係性を将来的に維持し、確保するためにも、生物多様性の保護・保全は地域社会にとって不可欠の要素となっています。

(3) 野生動植物を保護・保全する方法 - どのように生物多様性を守るのか？

只見の誇るべき傑出した自然環境も近年の開発行為により一部は破壊、改変されています。また、一部の野生動植物種については、盗採や自生地、生息地の改変、破壊により、地域絶滅し、あるいは個体群が著しく減少しています。したがって、絶滅の危機に直面している野生動植物種を保護するためには、野生動植物の現状を把握し、保護すべき種を特定する必要があります。

国および県は、絶滅の恐れがある野生生物の種を特定し、レッドリストとして公表していますが、これら種の只見における生息、生育状況をまずは明らかにするが求められます。次にこれら保護すべき種について、可能な限り、その採取、捕獲を自粛するよう心掛ける必要があります。そのためには、野生動植物種を保護・保全する機運を地域的に醸成し、住民および来訪者に理解と協力を求めることが重要です。また、学校教育や社会教育の場において、正しい野生動植物に関する知識、情報の提供に心掛ける必要があります。

野生動植物種の保護は、対象となる種のみを保護すれば達成できるものではなく、それらの種が生息、生育している環境を守ることによって、はじめて実現されるものです。そのためには野生動植物種の存続にとって重要な生殖場所、生育地を特定し、保護区を設定することが求められます。また、これらの種が存続できる環境を守ることによって、地域的に健全な生態系を維持することにつながることを理解する必要があります。

(4) 「只見町の野生動植物を保護する条例」の果たす役割

只見町が制定した「只見町の野生動植物を保護する条例」の目的は、只見地域に生息、生育する野生動植物を本来の姿で保護・保全することにより、種個体群減少とその絶滅の危機を回避し、地域の健全な生態系の維持とそれによってもたらされる生態系サービス（生態学的諸機能）を享受できるようすることにあります。

貴重な野生動植物の存在は、地域の豊かな自然環境の指標であり、地域の誇りでもあり、その存在を守ることは、地域の価値を高めることでもあります。しかし、本条例は、厳しい罰則を設けることによって、野生動植物の捕獲、採取を禁ずるも

のではありません。あくまでも、貴重な地域の自然環境と生物多様性、天然資源の保護・保全を図ることの重要性と大切さを地域が自覚し啓発に努めることをもって実現するものです。そうした意味で、本条例は強制ではなく、町や住民、関係者および来町者の自発性と良識、見識に訴える倫理規定とも言えます。そのために、条例は、行政に対し自然環境、生物多様性の保護・保全に率先して取り組むことを課しています。一方、住民、来町者に対しては野生動植物を保護する機運を醸成し、その捕獲、採取を自粛することに努めることを求めています。ゆえに、条例は、町、町民あげて、この取り組みを行うことを表明する地域的合意文書であります。

(5) 行政、町民そして来町者の責務と役割

野生動植物は、地域の共通の財産でもあり、誇りでもあります。それらは地域の大切な天然資源であり、生活の糧にもなります。歴史的に見ても、こうした野生動植物は、地域住民により適切に管理され、持続可能な形で利活用されてきました。もちろん、今日、こうした野生動植物の中には、絶滅に瀕し、希少な種もあることから、国、県レベルで、厳格な保護措置が取られている種もあり、その存在自体が貴重な種も存在します。野生動植物が地域から絶滅する、あるいは個体数が著しく減少することは、地域の生活・文化を失うことや地場産業の衰退にもつながります。実際に、特定の種は、乱獲や盗採取、自生地、生息地の破壊により、その数を減らし、あるいは絶滅した種もあります。

今後、このような事態を回避するため、町行政は、町民、来訪者に対し、野生動植物の保護・保全の重要性について啓発を強めるとともに、自らの行う事業において、極力環境負荷を軽減し、野性動植物への影響をなくすよう努力する必要があります。さらに、町民、来町者は、野生動植物の価値を十分に理解し、特に希少、あるいは絶滅の恐れのある野生動植物については、その採取・捕獲を極力自粛する必要があります。町民は、町行政と協力し、不法採取、捕獲を根絶する取り組みが期待されます。